

第11回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成15年12月13日（土） 午後 1 時55分～ 3 時46分

●会場 各務原市産業文化センター 8階第 1 特別会議室

●日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈報告事項〉

報告第15号 第2回・第3回新市建設計画策定に関する小委員会の開催結果について

〈協議事項〉

協議第51号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第52号 広報広聴関係事業（自治組織）の取扱いについて

協議第53号 上・下水道事業（上水道）の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

○「合併協議項目」の協議状況について

○第12回以降の合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

●出席委員

会 長	森 真			
副会長	野田敏雄			
委 員	松田之利	横山隆一郎	白木 博	星野鉄夫
	長谷川匡一	武藤孝子	松原史尚	小森利八郎
	広瀬利和	尾関益男	野田 功	小島 武
	苅谷彰三	田中露美	横山勝利	

●欠席委員 村井宏行

●事務局職員

事務局長	五藤 勲			
事務局次長	藤ノ木大祐	松岡秀人	林 昭光	
事務局長補佐	村井清孝			
総務係長	稲川和宏			
計画調整係長	前田直宏			
事務局員	稲垣嘉朗	江田裕之	尾関 淳	前島宏和

●説明者

企画財政部会	松岡秀人（各務原市企画財政部企画政策課長）
	五藤 勲（各務原市企画財政部長）
	梶田好一（各務原市企画財政部参与兼市民相談課長事務取扱）
水道部会	大森雅直（各務原市水道部長）
	林 亨（川島町水道課長）

【事務局】

どうも皆様、年末で大変お忙しい中を、また今日は土曜日ということでお休みの方もおみえになるかと思いますが、お集まりをいただきましてありがとうございます。定刻よりちょっと早うございますが皆様おそろいでございますので、第11回木曾川文化圏市町合併協議会を開会いたします。

本日、村井委員様におかれましては、ご都合がございましてご欠席というご連絡をいただいております。

初めに、当協議会の会長の森各務原市長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さん、ご苦労さんでございます。

お休みの今日、お集まりいただき恐縮でございます。早いものでございまして、合併協議会も今日で11回目を数えるということでございます。また、年の瀬も近くなりまして、大変ご多忙のところを恐縮にたえません。だんだん大詰めになってまいりましたが、和気あいあいの中でお互いに議論を進めて、いい結果を生みたいと思いますので、どうぞひとつよろしくをお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして本日の議事に入らせていただきますが、恐縮でございますが、ご発言のある方は、前のマイクの中央にスイッチがございまして、そちらの方を押していただきまして、ご発言をよろしくをお願いいたします。

では、規約に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

【議長：各務原市長】

それでは議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員の方をご指名させていただきます。

星野鉄夫委員と野田功委員のお二方をお願いしたいと存じます。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

本日は、報告事項 1 件と協議事項 3 件が議題として提出されております。

それではまず、報告第15号の第 2 回・第 3 回新市建設計画策定に関する小委員会の開催結果についてを、同小委員会の松田委員長様からご報告を願いたいと思います。

【松田之利委員】

それでは、新市建設計画策定に関する小委員会のご報告をいたします。

これは第 2 回と第 3 回を、ここにありますように12月 3 日と、それから12月10日にそれぞれ

れ開きました。最初の第2回の小委員会では、事務局の方から新市建設計画の策定上のポイントについて説明があって、それでそれをもとにして今後のスケジュールの確認をいたしました。お手元の報告事項の3ページのところに新都市計画の目次(案)というのがありますが、その序論から第3章の点線で囲った部分まで、まず事務局案の説明がございました。全体に見てなかなかユニークな、あるいは特徴ある計画案ということで、委員からは総論として承認するというご意見が出されました。ただ、細部にわたっては幾つか細かいことで修正の意見が出されました。その審議に基づいて12月10日の第3回の小委員会で、改定された計画案が提示されました。お手元の厚い白い方がそうですが、それで小委員会といたしましては、序論から第3章までは承認ということにいたしましたので、それを本日中間報告としてご報告させていただきます。なお、この中に若干、協議会でご意見を伺った方がいるというのがありますが、それはまた後ほどいたします。小委員会としては、基本的には承認ということでございます。

なお、この新市建設計画につきましては、私どもの小委員会に付託されておりますけれども、最終的にはこの協議会においてご報告して、ご承認をいただくということでございます。今後、12月24日に第4回の小委員会に開かれまして、3章までやりましたから、あと4章「新市の施策」から5章「公共施設の統合整備と適正配置」と6章「財政計画」までを12月24日に審議いたしまして、年内には協議会全員の皆様方のお手元に全体的な計画案をご送付させていただきます。そして多分来年に入ってご検討いただいて決定、こういうふうな運びかと思っております。

資料の概要につきましては、事務局の方から説明をしてもらいますので、ひとつよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、事務局の方からお手元の資料に基づきまして、第2回と第3回の新市建設計画策定に関する小委員会でご審議いただきました内容について、その概要をご説明申し上げます。

まず緑の表紙、報告事項の2ページをご覧ください。

初めに、新市建設計画策定上のポイントについてご説明をいたします。

以前にもご説明申し上げましたが、新市建設計画は合併特例法第5条の規定により策定しなければならないものでございます。まずは事務的に瑕疵のないといいますか、落ち度のない建設計画を策定するものでございます。また、編入する各務原市の総合計画等をベースに新市の方向性を示すものでございまして、新市の総合計画を新たに策定するものではないということ、さらに編入される川島町の建設の基本方針を示すものであるということでございます。計画対象地域は各務原市と川島町の1市1町全域でございまして、計画の期間はおおむね10年度間、平成16年11月から平成27年3月末までといたします。

さて、新市建設計画の位置づけでございますが、合併協議会が作成するものでございまして、住民や議会に対して新市の将来ビジョンを提供するものであるということ。また、この

計画に基づいて、合併特例債など所要の財政措置が講じられることとなります。また、新市建設計画の役割といたしましては二つございまして、国・県に提出すべき建設計画であり、同時に住民へのアピールを行うものであるということでございます。

さて、次のページの新市建設計画目次をご覧ください。

新市建設計画は、序論から第6章までの構成で予定いたしております。この内容は、先ほどお話しいたしました特例法第5条に沿った内容となっております。小委員会では、現在までに序論から第3章まで、先ほど松田委員長がご説明されましたが、ご審議いただきまして、ご承認いただいたということでございます。この後、12月24日の小委員会では、第4章から第6章までをご審議いただくスケジュールとなっております。

次のページのスケジュールをご覧ください。

このページの右の一番下のところ、第13回合併協議会、2月4日というところがございしますが、この日が新市建設計画の最終期限と考えて今事務を進めております。したがって、12月24日に開催される小委員会の審議結果を受けて修正を加えた案を、年内もしくは新年早々に皆様のお手元に郵送を申し上げまして、本日の資料と合わせて、1月15日に予定されております第12回の合併協議会でご質問、ご意見をいただき、それを受けてもう一度小委員会で全体を調整していただきまして、2月4日には最終案をご報告し、ご承認をいただくというスケジュールを進めてまいりたい、これはあくまで事務的にでございますが、そう考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

それではまず、序論から概要をご説明申し上げます。ちょっと厚みのある序論と左端に書いた資料をご覧ください。

お手元の資料の1ページですね。序論では、合併の必要性と効果について説明いたします。必要性については、まず時代の要請と社会のうねりがあるということ、それらに応えるために地方分権の受け皿づくりの必要性と行財政基盤の強化が必要であることをここで訴えております。

そして、次のページでは、地域の活性化に向けた新しいまちづくりの必要性を説明する中で、都市の個性の再復興と、地域間競争力向上の必要性を訴えているわけでございます。この中で、都市の個性の再復興という部分がこの協議会の特徴的なものとして上げられるのではないかと考えております。ここでは、両市町の歴史から現在の状況を踏まえた中で、地方分権の受け皿として、適切な能力と規模を持った個性あるまちづくりの先導的役割を果たしていくことに、新市建設の意義があるとしまして、そのために、この圏域を「木曾川文化の再構築の場」と位置づけ、新市の個性あるまちづくりの再出発点とするをいたしまして、両市町の合併に意味を見出しております。

また、合併の効果でございますが、冒頭には夏に実施いたしましたアンケート結果を持ってまいりまして、両市町の合併に住民が何を期待しているかを踏まえた上で、(1)行政運営の効率化、(2)広域的な観点に立った個性的なまちづくりと重点的な投資による施策の展開が可能であること、(3)で行政サービスの向上など住民の利便性が向上することを上げまし

た。ちなみに、アンケートで川島の住民の方が一番望まれた広域的視点による社会的資本整備という部分は4ページ中段の重点的な投資による基盤整備の進展という中で、「財政規模の拡大メリットを生かして、地域間交流の円滑化や緊急時のライフラインの相互確保という観点から、幹線道路網や橋梁への重点的な投資が可能となります」というところに反映されております。

それでは、7ページをご覧ください。第1章、各市町の現状と課題をご説明いたします。まず、各市町の現状でございますが、ここでは、位置と地勢、人口・産業、観光資源、土地利用及び生活基盤、日常生活圏、行財政状況について、両市町の現状を説明しております。後ほどお読みいただければと存じます。

そして14ページをご覧ください。14ページでは、各市町を取り巻く国・県の大規模プロジェクトを示しまして、15ページでは、各市町の総合計画の概要に触れております。

さらに17ページには、住民アンケートの調査結果のうち、合併後の将来像、地域の現状のうち、満足度と重要な施策を上げております。これも後ほどお読みいただければと存じます。

これらの四つの要素、つまり18ページをご覧くださいなのですが、各市町の現状、それから関連計画の将来像、国・県の大規模プロジェクト、住民の意向を踏まえまして、これらの要素から新市の主要課題を導き出してしております。すなわち以下の六つでございます。一つ、社会的弱者にやさしいまちづくり、個性を大切にし、未来を担う人づくり、安全・安心・便利なまちづくり、恵まれた自然環境の保全と共生、産業、交流の活性化、開かれた行政と市民の行政への参画と協働であります。

以上が第1章の概要でございます。

それでは、第2章に入ります。19ページをご覧ください。

第2章では、主要指標の見通しを出しております。まず人口の推計でございますが、少子・高齢化の影響下で全国的な人口減少傾向の中、新市におきましては新産業の創出や交流産業の拡大と魅力あるまちづくり効果による流入人口を加味いたしました。人口のピークを平成22年の15万人と推定いたしました。この計画の最終年であります平成27年の推定人口を14万9,800人といたしました。以下、世帯数の推計、年齢、3区分別の人口、就業人口の推計、また経済の分野では市内総生産、市民所得をそれぞれ予測いたしております。

この辺も、またお読みいただいて次の第3章に移りたいと存じます。

第3章、新市建設の基本方針の概要をご説明申し上げます。

21ページをご覧ください。序論から第2章までの現状と課題、見通し等を踏まえまして、その情報をもとに新市の将来像を「元気な大交流都市」と決めました。過去の歴史と、木曾川と中山道が運んだ人・モノ・文化、そして現在の両市町の個性と未来への発展のキーワードを「交流」と位置づけまして、自然と都市機能の調和により日本初のパークシティを目指す公園都市、それから世代間、市街地と田園地帯、歴史と未来、伝統と先端技術など、あらゆるものが共生する共生都市。そして、快適な生活と活力ある産業都市が同居する快適環境都市がこの大交流都市の顔となるものでございます。

また、新市の基本哲学として三つのバランスを織り込みました。すなわち、モノと心のバランス、進歩と伝統のバランス、個人と共同体とのバランスでございます。この三つのバランスを堅持し、再生することで「元気な大交流都市」の実現を目指していききたいというところでございます。

では23ページをご覧ください。この「元気な大交流都市」を支える六つの基本方針でございます。健康福祉、すべての人々が豊かな生活を満喫できるまちづくり。教育文化、生きがいと創造力を育み、豊かな心と人の和を広げるまちづくり。快適安全、快適で安全な生き生きしたまちづくり。環境共生、自然と共生する環境にやさしいまちづくり。産業活力、活力に満ち、創造力にあふれるまちづくり。市民協働、協働の精神に支えられた、みんなで進める連携と交流のまちづくり。以上六つでございます。この基本方針がより具体的な方向性を示すわけでして、24ページをご覧ください。(1)の健康福祉では、健康づくりの推進、子育て支援、高齢者福祉の充実、障害者、または障害児福祉の充実を目指しまして、(2)の教育文化では、幼児・学校教育の充実、生涯学習の充実、青少年の健全育成、文化・スポーツの振興、(3)の快適安全では、都市空間の整備、交通体系の整備、防災体制の整備、安全な市民生活の確保、(4)の環境共生では、循環型社会の形成、自然環境の保全、下水道の整備、環境衛生設備の充実、(5)の産業活力では、新産業の創出、地域産業の振興、観光の振興、勤労者福祉の充実、(6)の市民協働では、市民参加によるまちづくりの推進、地域情報化の推進、交流事業の促進、行財政運営の効率化をそれぞれ具体的に目指してまいります。

これら具体的な方向性に導き出される新市の将来都市構造が次のページにございます。27ページのイメージ図をご覧になりながらお聞きいただければと存じます。木曾川がはぐくみ、美濃の山地に囲まれた豊かな自然と都市が調和し、すべての人が生き生きと活動する美しい町が、均衡ある発展を遂げていくというイメージでございます。この調和ある発展のため、三つの回廊と三つの拠点を生み出してまいります。すなわち、森の回廊、川の回廊、まちの回廊、そして緑の拠点、都市拠点、産業拠点でございます。

森の回廊は、圏域の北側に広がる里山でございます。水源地でもあり、野生動植物の宝庫でもあり、数多くの遺跡などもあり、広域的なレクリエーションの場でもあります。これを回廊として位置づけ、ネットワーク化することにより、豊かな自然と共生する都市を創造していくわけでございます。

川の回廊は、まさに川島町と各務原市の共有する文化の源でございます。川、つまり水辺はもともと人が集まり、交流する場でございます。新市においても木曾川を中心に人と自然の触れ合いの場となるよう親水性の確保を基本として、この水辺空間を大いに利用していきたいというところでございます。

まちの回廊は、都市機能が集積している国道21号、JR・名鉄の二つの鉄道、東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジ、そして川島地区をネットワーク化し、これらと産業関連機能が集積している南北交通軸を合わせることで、都市空間の形成を図るものでございます。川島が加わることで、まちの回廊が8の字状にネットワーク化いたしまして、大変

個性的な循環型の回廊ができると考えております。

これらの回廊に緑・都市・産業のそれぞれの拠点をちりばめ、調和ある計画的なまち、元氣な大交流都市づくりを進めていく、これが将来都市構造の概要でございます。

この将来都市構造のイメージに基づき、具体的に今後形成されるべき重要拠点を29ページの図に示しました。都市拠点といたしましては、シビックセンター、鶴沼駅周辺、川島地区中心部周辺と三つのポイントを置きました。

産業拠点には、テクノプラザ、インターチェンジ周辺、製薬企業周辺と、やはり三つの拠点を置き、緑の拠点の中の木曾三川公園周辺を新たに交流拠点と位置づけました。中心となるのはもちろん河川環境楽園周辺でございます。広域的な観光レクリエーション施設の整備が進む中で、にぎわいのある自然との共生、触れ合いの場を創出いたしまして、交流産業を促進しながら、さらに広がりのある新市の交流拠点に発展していく、まさに新市建設の重要ポイントとなるものでございます。

以上、新市建設計画策定に関する小委員会でご承認をいただいた序論から第3章までの概要をご説明申し上げました。特に第3章は、新市の将来像・基本方針・都市構造というこの計画の心臓部とも言えるものでございます。この方針に基づきまして、第4章の新市の主要施策が決定されていくということになります。

さて、ただいまご説明いたしました内容は、12月10日の第3回の小委員会で既にご承認を受けておりますが、その中で、先ほど松田先生がおっしゃいました、1カ所だけ議論を尽くしましたが結論に至らなかった箇所がございます。その部分をご説明いたします。

戻りまして24ページをご覧ください。(1)というところがございまして、一番上だと思えますが、すべての人々が豊かな生活を満喫できるまちづくり、健康福祉のところのポイントをご覧ください。健康には、心の健康・頭の健康・体の健康の三つの側面があり」というところがございます。事務局案では、心の健康・頭の健康・体の健康という部分が入っておりませんでした。つまり、事務局案は、「健康は生きがいの源泉であり、市民の健康を守り増進することは」というように続いておりました。委員さんからのご提案でこの三つの側面の部分がつけ加えられたのでございますが、実はこの言葉、特に頭の健康という部分でございますが、委員さんのご意見が分かれました。そのときに出されたご意見は次のとおりでございます。

まずは提案された方のご意見でございますが、ちょっとポイントだけ申し上げます。頭の健康というのは学習関係、頭脳の働きなどのこと、このことから生涯学習を進めてきた経緯があると。生涯学習とは、みずから学ぶこと、頭の健康というものが必要だということでございます。賛成意見といたしましては、新しい発想でいいのではないかと、心身だけが健康ではないと。身体に障害があっても、心が健康であったり、頭、頭脳的な部分が健康であったりすることが、生きがいの源泉になるはずだと。これが賛成意見でございました。

で、反対意見がございまして、頭の健康と心の健康の区別がよくわからない。頭の健康という表現は誤解を招かないか。例えば知的障害のある方とかへの配慮も必要ではないか。直

観的に理解されない表現はいかかなものか。注釈を必要とする言葉の使い方はよくないのではないか。これが反対意見でございました。この件だけは、委員会で議論は尽くされましたけれども、意見が分かれてしまって、今回の協議会で委員さんに諮るということになりましたので、よろしくお願いいたします。

【議長：各務原市長】

別に、今諮らんでもいいでしょう、それは。今諮るの。

【事務局】

どうでしょうか、松田先生。

【松田之利委員】

特に委員会内でどうこうというわけではないですけれども、一般に読んでいただいたときに、これは十分これでわかるというふうにこの協議会の委員の方々がおっしゃればそれでいいですし、語感というか、感覚も含めてもうちょっと考え直した方がいいんじゃないかというご意見があれば、また考え直すと。そういうことで、ご意見を聞いてみようということでございますので、今でなくても次回でも構いませんけれども、意味はそういうことです。

【議長：各務原市長】

今、一応聞いてみようか。

【事務局】

そうですね、できれば聞いていただきたいなと思うんです。

【議長：各務原市長】

今の事務局の、24ページの一番上に、最初は「健康は生きがいの源泉であります」となっていたんですが、ご発言がございまして「健康には、心の健康・頭健康・体の健康の三つの側面があります」というふうにつけ加えたんですが、特に「頭健康」という文言をめぐって議論があったということでしょう。この点について、感覚的なことになりますが、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

【長谷川匡一委員】

知的障害の方に対する配慮をせよということだったようですが、心の欠如した人も年々増えてきておりますし、身体的な障害の方も多数見えますので、ひょっとしたら違和感があるかもしれませんが、新市の新しい出発に当たって、各務原市が頭健康と言われたというのはずばらしいと言わせるようにみんなが努力すればいいことじゃないかと。身も心も障害を持った方はありますので、頭だけ知的障害の方へ配慮せよというのは何かアンバランスな感じもいたします。以上です。

【議長：各務原市長】

という意見です。

〔「私も賛成です」の声あり〕

賛成。

はい、そのほかよろしいですか。

心の健康、頭の健康……。

【松田之利委員】

川島町では、これですうっと来られているということなんですね。

【副会長：川島町長】

松田先生がおっしゃったことも非常に広範囲にわたった、高い見識からのことでしょう。今の多少気になるというその辺があるとするならば、頭の問題、これは今でも川島の健康運動の巻頭になっておると思うんですが、この背景は、今はそうでもないと思うんですが、逆なんです。いわゆる頭だけ賢ければいいんだと、理屈だけ言っておればいいんだと、多少そういうようなことがあったかどうかは別として、今、松田先生がおっしゃっていただいた、今度は逆のものが少し底辺にもあって、恐らくこういうことがずうっと一応定着し、大体今日に至っているというようなことです。もしこれが広い見地に立って、いろんなところを見渡して差し支えがあるとすれば、私は変えていいとは思っております。

どうですか。

〔「そう難しいことを考えんでもいい」「大体、よければこれでしょう。異論があるわけがなく、皆さんのご意見で……」の声あり〕

【議長：各務原市長】

僕は、頭の問題というと、ちょっと意味がわからんなあ。頭の問題と言うかなあ、普通。よくわからんなあ。ですが、川島町さんの長い伝統でね。

【副会長：川島町長】

これだけ文言を考えたらどうでしょうかね。少し時間というか、次回までに、今日決定ではありませんから。

【議長：各務原市長】

僕は感想を申し上げただけで、こうしてくださいという意味じゃないですよ。どちらでも。

【横山隆一郎委員】

私は入れておいた方がいいと思います。

【長谷川匡一委員】

頭と言うといけないのならば、知的とか理性とか、そうすると今度はほかを変えていかなあかんわね。だから、頭が一番よくわかっていいんじゃないかと。

【議長：各務原市長】

これがいわゆる知育、徳育、体育、その変換文字でしょう。

じゃあちょっとこれだけのことで、次回までに、頭の問題という意味が誤解されるおそれがあるという意見と、それから、いや、誤解されないと、頭の問題というのは、いわゆる知育のことを言うんだと、こういうことなんで、ちょっと次回までにお互いに年末年始に考えましょう。よろしく申し上げます。

それでは、今日小委員会の方から報告がございました新市建設計画のここまでの分を年末年始にお読みいただきたいと思います。

なお、12月24日に第4章から第6章までの小委員会の審議があるようでございますので、その部分についても、年内、もしくは年明け早々に皆様のお手元に郵送でお届けいたします。ご一読いただき、これにつきましても新年最初の合併協議会においてご意見、ご質問を賜ることにしたいと存じます。よろしく申し上げます。

続きまして協議事項に入ります。

協議第51号の一部事務組合等の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【企画財政部会】

それでは、お手元の水色の冊子をお開きいただきたいと思えます。

1ページ目、協議事項第51号であります。一部事務組合等の取扱いについて（案）ということでございます。

四角の中、1番目は、川島町が加入している一部事務組合等については、合併する日の前日をもって脱退する。2. 共同処理されていた事務や財産等については、他の構成団体との調整を図りながら、新市に引き継ぐということでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

調整方針、一番上段のところでございます。1番としまして、先ほどの繰り返しになりますが、川島町が加入している一部事務組合等については、合併する日の前日をもって脱退します。2番目といたしまして、共同処理されていた事務や財産等については、他の構成団体等の調整を図りながら、以下、三つの方針に基づき新市に引き継ぎます。1番から3番まででございます。1番は、新市においても継続して当該事務組合等に加入し、共同処理する。2番といたしましては、新市において合併する日をもって新たに当該事務組合等に加入し、共同処理する。3、新市において単独で事務処理を行うという3通りの結論になっております。

下段のところ、現在4通りの分け方をしております。まず1番目の広域連合、これは羽島郡の広域連合というところでございます。これは川島町さんが、羽島郡4町でご加入されておまして、消防事務、そして公平委員会事務、そして火薬類等の取締法に基づくところの事務等を共同処理しておられます。結論的に言いますと、消防事務につきましては2番目といたしまして、公平委員会その他の事務につきましては新市において執り行うという結論になっております。

そして、一部事務組合関係が五つございます。岐阜県市町村職員退職手当組合、そして岐阜県市町村会館組合、木曾川右岸地帯水防事務組合、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合、そして岐阜羽島衛生施設組合でございます。調整方針としましては、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合が3番で、基本的には新市において処理するという結論。そして、岐阜羽島衛生施設組合、し尿・ごみ等の処理をしている組合でございますが、これが2または3として、新市において合併する日をもって新たに当該事務組合に加入して共同処理し、一定の時期に新市の単独処理に切りかえるという調整になっております。あとの退職手当、そして市町村会館組合、右岸水防地帯の事務組合の関係につきましては、新市において継続してその組合に加入を続けると、その共同組合の仕組みの中でやるというような調整になって

おります。先ほど、一番最初に新市において単独で事務処理をするという説明をさせていただきました、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合の関係につきましては、現在、川島町さんの方で対象の方がおみえにならないそうでございます。そしてまた、そのような対象の方がおみえになった場合につきましても、各務原市の福祉の里の方で十分対応ができるという結論のようでございます。

あと大きい項目の3番目の協議会、これは二つございまして、岐阜地域広域市町村圏協議会、そして現在行っております木曾川文化圏市町合併協議会でございます。岐阜地域の広域市町村圏協議会につきましては、結論としては1番目ということで、引き続き新市においても加入し、共同処理する。そして、当然のことながら、本合併協議会につきましては、新市において事務が引き継がれていくということでございます。

最後でございますが、機関の共同設置ということで、羽島市・羽島郡四町介護認定審査会、そして羽島郡四町教育委員会につきましては、いずれも新市にそのまま事務が移行するというような調整になっておるようです。

説明は以上でございます。

【議長：各務原市長】

ただいま説明申し上げましたが、ご意見、ご質問等ございましたらいただきたいと思えます。

【横山隆一郎委員】

市民生活に一番密接に直接かかわってくるのに2または3とされた、し尿及びごみの問題ですね。「または」というよりも、「or」か「and」という話なら、僕は「and」じゃないかなあという気がするんです。具体的に3にした場合に本当にどうなのかとか、どこらまで突っ込んだ議論がなされたのか、ちょっと教えてください。

【企画財政部会】

2点ございまして、現在、この施設組合の関係で協議を続けております。その中で、川島町さんの負担部分の問題、そして基本的には処理してもらえるボリュームの問題等の話し合いの整理、そしてもう一つは各務原市側の受け入れの問題と、二つの面から現在協議を続けております。

【横山隆一郎委員】

具体的には、まだ協議中ということですか。

【企画財政部会】

そういう意味で、「または」という表現をさせていただきました。

【議長：各務原市長】

これは、こういうことでしょうか。まず順番にいきまして、差し障りがあるかもしれませんが、ごみについては川島町の分を全部各務原市で引き受けて差し支えないということやね、能力的には。順番にいきますと、ごみにつきましては、川島町さんから出るごみを、各務原市のごみ処理場で十分余裕がありますから、これはできますということやね、一つは。それ

からもう一つは、し尿につきましても、来年度ボリュームアップを新年度予算で各務原市の方がやれば、クリーンセンターの機能アップをやれば、これも十分可能だと言えられるわけですね。

【横山隆一郎委員】

私は、川島町から今どれだけのボリュームが出ているかということをお報告も受けていませんし、知識がありませんので、今できる処理量であっても、そうですねということは答えられないんですよ。だから、その辺のことをどこでどういうふうに詰められているのかということをお伺いしたかったんです。

【企画財政部会】

申しわけございません。一つ後先になっておりまして、たまたま本日議題として上げさせていただきましたのは、一部事務組合等の取扱いということで、非常に総括的な問題を出させていただきました。実は、まだ協議事項として出していないものに、現在お話が出ました、し尿の処理をどのように持ち分けてやるか、そしてごみをどのような形でやるかというような事項がございます。年明けの協議会に協議事項としてご説明させていただくつもりでありますので、全体のボリュームの話、そして持ち分けの話につきましても、そのときまでお待ちいただきたい。とりあえず今日のところは、一部事務組合の取扱いという調整方針をご承認いただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

【副会長：川島町長】

ごみの量ですけど、川島町では本当に徹底して減量化をやっております。大体この地域の全部を含めまして、川島町は平均の半分です。2,000から2,100トン。各務原市さんのを私の方で調べさせていただきますと、川島町が全部持ち込んだ場合、処理日数は11日か12日ぐらいということですね。

〔「処理できるの、これ」の声あり〕

【議長：各務原市長】

十分できる。

【副会長：川島町長】

ええ、各務原市の処理能力でいきますと。だから、普通の場合は、大体人口1万ですと、市の職員がおみえになれば大体わかると思いますが、少なくとも3,000トンは出ていると思うんですよ。3,000トン以上。うちは、本当にタオルをごみで出すにしても、もう一遍絞って、乾かして出してくれというようなことでいろいろ呼びかけをやりました。今の岐阜羽島衛生施設組合は大変窮屈なものなんです。そういう実情もあって、本当に住民挙げて取り組んできた一つの成果かなあと。

【議長：各務原市長】

事務局、もう少し詳しく説明できんかね。

【企画財政部会】

すみません。1月15日の合併協議会用にその論点はちょっと保留しておりますので、今日

のところは申しわけございません。2または3という表現で、全体のこの一部事務組合の調整案ということでぜひご承認いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【白木 博委員】

1番の羽島郡広域連合の問題ですが、これは見込みとして2、3ということで、要するに羽島郡の4町の広域連合が組織されておって、なかでも消防事務の問題は、特に、川島町の町民の方々が不安になるような要素があらへんのかと。各務原市と合併して、広域連合のときよりも各務原市からどんと消防車が来るようにしていただいた方がいいという期待感があるとしたら、合併と同時に各務原市の3になる可能性というのはないんですか。

そしてもう一つ、これは副会長さんにお聞きした方がいいのかもわかりませんが、財産的なものはどのくらいあるんですか。

【企画財政部会】

実は先回の協議事項第14号でもちまして、消防の関係のご協議をいただきました。その中で、常備消防、そして非常備消防の取扱いということでこのような結論をいただいておりますので、まずそれをちょっと繰り返し確認をさせていただきます。

常備消防につきましては、羽島郡広域連合の解散と同時に新市へ引き継ぐものとする。消防体制については、現体制以上の強化が図れるよう新市において決定するという、基本的に川島町さんについて現体制以上の強化というようなことを前協議会の方でお約束をさせていただきました。白木委員は前回ご欠席ということで、申しわけございません。そのようなご結論をいただいておりますので、川島町の方々についてはそういったご懸念をお持ちではないというふうには思っております。

そして、あと解散と同時にということ、前回、私ども協議会で決めておりますが、実は岐阜広域の方も、私どもに先んじて同じような内容の結論を出しております。ただし合併の時期が、現在、各務原市は11月1日ということ。そして、岐阜広域の方につきましては、まだやや流動的ということで、そのような意味もございまして2番という形で今日調整案として出させていただきました。よろしくお願いします。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問がございましたら、いただきたいと思います。

今、横山委員がご質問の岐阜羽島衛生施設組合とのことが、2または3となっておりますが、1月の法定合併協議会でもう少し詳しく出すということやろう。

【企画財政部会】

はい、そのとおりです。

【議長：各務原市長】

そういうことで、できたらご了解をいただきたいと。

【副会長：川島町長】

一つだけ。岐阜市さん絡みの分で、事務方では岐阜市さんとの打ち合わせというのは少しはやっておられるか。

【企画財政部会】

今までは岐阜市さんがこちらへ接触され、そして川島町さんがとりあえずの窓口になっておりましたが、今後、協議会としてもこのようなご結論をいただきましたら、積極的に岐阜広域にも働きかけていこうと思っております。

【横山隆一郎委員】

私、「または」ではないということを示したの、すなわち2と3のいずれか片方を任意に選択するというのは、例えば、多分し尿でもごみでも一時合併の期日のときには、一部こちら、一部各務原とふりわけなければならないことが起きやせんかなど。両方の方針をとることが起きやせんかな、そうしたら2と3だわな。だったら「and」やなという。それで、いずれ3に当然移行するんでしょけど、合併の日だけを取り上げて言うなら「or」じゃなしに「and」だろうという意味で申し上げたんで、ご理解をしてください。

【議長：各務原市長】

事務局、何かコメントありますか。

【企画財政部会】

ございません。

【副会長：川島町長】

結局、羽島衛生施設組合は、構成する4町のうち川島が抜けてそこに各務原が入っていくと。その次は3町が抜けて、その3町分のところへ岐阜市が入ってくると、こういうことの経緯があるかもわからんですね、途中でどういうことになるかわかりませんが。

【横山隆一郎委員】

川島町が抜けて、川島町の代わりに各務原市になるわけやわ。それで一部事務組合へ入ってくるやろ。ところが、今、川島町だけで処理している分については各務原市で、3でいくわけだ。だから、当分は並行なはずなんや。それでいずれ3になると。だから「and」じゃないかねと言っている、私は。ただそれだけの話です。

【議長：各務原市長】

事務局、今横山委員がおっしゃるには、2または3でいいのか、2及び3、どちらがいいのかなあ。

【横山隆一郎委員】

いいです、そうこだわらへんで。そういう意味だということです。

【議長：各務原市長】

これは正直言いますと、岐阜市さんの合併の日にも関連してくるんやろなあ。それからもう一つ、新各務原市にとっては、新各務原市の負担が少ない方がいいわけやね。したがって、コストも考えなあかんわけやな。それからもう一つは、極めて微妙ですが岐阜市さんの広域合併が、僕はうまくいくと思いますが、うまくいかなんだ場合もちょっと脳裏に入れておかなあかんわけやね、近隣ですから。非常に複雑な問題なんで、結局はもう少し様子を見た方がいいな。だから、2または3と、とりあえずしておいていいんやないですか。

【横山隆一郎委員】

いいですよ。そういう意味で申し上げたというだけの話ですから。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ありましたらいただきたいと思います。

ご意見もないようでございますので、今の議論も踏まえまして、協議第51号については原案どおり決定したいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「結構です」の声あり〕

はい、さよう決定されました。

続きまして協議第52号に入ります。

協議第52号の広報広聴関係事業（自治組織）の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【企画財政部会】

それでは、3ページの協議第52号 広報広聴関係事業（自治組織）の取扱いについて（案）でございます。

枠の中の1番の、川島町の町内会長は、合併の日をもって各務原市自治委員に委嘱する。2番といたしまして、自治組織への補助金等については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、自治組織の運営上、影響が大きいものについては、緩和措置を講ずるということでございます。

次のページでございます。4ページでございますが、調整の方針といたしましては、先ほども述べましたように、1番の川島町の町内会長は、合併の日をもって各務原市自治委員に委嘱する。2番で、自治組織への補助金等については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、自治組織の運営上、影響が大きいものについては、緩和措置を講ずるということでございます。

項目ごとに説明をさせていただきますと、項目の1番でございますが、自治組織等については、名称は、各務原市は自治会、川島町は町内会でございます。連合会の名称は、各務原市は市自治会連合会、川島町は町内会連合会でございます。自治組織の長の身分は、各務原市は組織の代表でございます会長に自治委員を委嘱して、非常勤特別職の位置づけをしております。川島町はございません。調整方針として、組織の名称と会長の身分については、各務原市の現行制度に統一します。また、川島町町内会連合会の加入に伴いまして、各務原市自治会連合会の組織の再編成が必要となりますことから、両市町の連合会で現在話し合いを進められております。

次に項目の2番でございますが、自治組織の長に対する手当につきましては、各務原市の制度でございまして、市自治委員設置規則に基づきまして、会長に自治委員の委嘱状を交付して、1自治会均等割2万5,000円、自治会加入1世帯当たり440円の委員報酬の支給となります。14年度で試算してみますと、川島町全体で約138万円の額となります。これは新たな収入の財源となるものでございます。方針といたしましては、各務原市の現行制度に統一

するものでございます。

次に項目の3番目の自治組織に対する補助でございますが、各務原市は広報紙配付手数料1世帯当たり1,000円、次に自治会振興交付金は各務原市の制度でございますが、均等割が1自治会5万円、自治会加入1世帯当たり500円の交付となっております。この事業内容の概略を申し上げますと、大きく分けて5つございまして、その一つは緑と花の地域づくり、二つ目としてコミュニティーづくり、三つ目といたしまして健康づくり、四つ目といたしまして清潔で安全な環境づくり、五つ目といたしまして自治会の振興につながる活動を行っていただくことに対しまして助成をするものでございます。これに対しまして、川島町でございますが、町内会広報会補助金、これは各務原市で申します広報紙配付手数料でございます。1世帯年間1,200円でございます。次に町内会事務補助金、これは各務原市では自治会振興交付金に似た制度かと思っておりますが、町内会均等割が1自治会3万円、世帯割約857円の助成制度がございます。

以上の制度を試算しますと、一番下段の枠で記載のように、A、B、C、Dがそれぞれございますが、AとBは川島町の現行制度の試算額で、A、Bを足しますと595万1,000円になります。CとDは各務原市の単価に置きかえまして試算したものでございますが、CとDを足しますと438万9,000円となりまして、川島町の現行制度を約150万円下回ってまいります。その差額を18年度以降2年間で3分の1ずつ逡減し、緩和措置を講じていく。20年度から統一していくものでございます。

次に、4番目の項目でございます集会施設に関する補助でございますが、これは自治会・町内会が所有し、管理している集会施設の新築・修繕等について、各務原市は補助金交付要綱で、川島町は新築補助基準により、それぞれ自治会・町内会への支援を行っております。これを各務原市現行方式に統一するものとします。ただし、合併以前に川島町が承認した事業計画については、町の定める町内会等が新築する集会施設等補助基準に準じて助成をするものでございます。なお、修繕につきましては、緩和措置は設けないものといたします。

次に町内会集会施設運営補助金でございますが、これは川島町の制度でございますが、廃止するものとします。ただし、経過措置といたしまして、18年度以降2年間で3分の1ずつ逡減して、平成20年度から廃止をするものといたします。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ただいま説明申し上げましたが、ご意見、あるいはご質問等ございましたら、いただきたいと思っております。

【松原史尚委員】

こういった案件につきましては、自治会のことでございますので、やむを得ないかなあと思っています。今後、この後いろいろ出てくる方針を考えると、例えば2の自治組織の長に対する手当という部分で、今まで払っていなかったものについては払っていきこうと。差額があったり、払っているものについては緩和をしていきこうという考え方ですね。一部はやむを得ない部分があるにしても、一つの見方をしますと、川島町さんにとってみると、減ってい

って大変だなあという考え方はあるんですが、逆に言うと、この階段で書かれている部分の反対側の部分というのは、純粋に各務原市の市民が負担をしていかなければいけない金額になって来る可能性があるという。特にこういった将来的なビジョンを考える上において、我々から下の世代にこういった費用が発生してくる部分を順送りにしてしまっているのかという疑問があります。私は若輩者の代表だと思しますので、こうやって皆さんのところで決められた部分を今後負担していくのは我々だという世代の認識で来ています。一つの大きな方針として、払っていなかったものについては払うよと、今まで払い過ぎていたものについては緩和をしていくと、こういう大きな方針が果たしていいのかどうなのかという部分については、青年の代表として、ちょっと疑問に感じるところなんでございますが。

【議長：各務原市長】

というご意見でございます。

そのほか、ご質問、ご意見ございましたら、ご自由にいただきたいと思えます。

【横山隆一郎委員】

ちょっとよろしいですか。

何点かあるんですけど、まず一つ、第1項で説明されましたが、再編を今検討しているということですが、単純に連合会が、川島が一つ増えるということじゃないんですか。どういうふうに検討されているのかということと、もう一つ、それがこういう法定協の場にならざる性格のものなのかどうなのかという二つを。

【事務局】

合併に伴いまして、川島町の町内会連合会が各務原市の方に加わられるわけですが、その川島町連合会をどこの位置づけに持っていくかということが今度出てくるわけです。今各務原市では4地区の連合会がございまして、その下に校区連合会がございまして、川島町町内会連合会を各務原市の連合会組織のどこに位置づけるかということの再編が必要になってまいります。この辺につきましては、自治会連合会の方で今協議されておりました、近々その結論が出るということになっております。

【議長：各務原市長】

もうちょっと具体的に言えんかね、漠としておるが。だから、Aというケース、Bというケースという言い方で言えばいいんやないかね。

【企画財政部会】

伺っておりますところでは既にお話が進んでおりました、川島町町内会連合会は、現在の稲羽地区連合会に属していただきまして、稲羽川島自治会連合会というふうになってまいります。その下の校区として川島自治会連合会という方向になるように伺ってはおります。

【議長：各務原市長】

今、そういう方向ですか。

【企画財政部会】

はい。

【議長：各務原市長】

横山委員の質問の2点目は、そういうことは法定協議会の正式なテーブルに上がるべきものか、上げんでもいいものかという質問。

【事務局】

ご存じのように、自治会というのは自主組織でございますので、協議会のテーブルには上がってこないと考えております。自主的に決められて、多分どこかの場所でご報告することがあるかと思いますが協議事項ではございません。以上です。

【議長：各務原市長】

横山委員、いいですか。

【横山隆一郎委員】

そのときに、例えば市長なり、町長なり、そういう首長がアドバイスするというのか、方向性を示すだとか、そういうようなことは当然あり得るわけですね。どうなんですか。

【企画財政部会】

先ほど事務局が言ったように、あくまでも自治会の自主組織の中での決定でございますので、その自主組織の中ですべて決定されていく事項でございます。

今回も、実は私どもの議会でご質問をいただきました。それで、市と町が合併するという大きなことでございますので、本来は、自治組織につきましては自治会の皆さん方が中心となってお話し合いを持っていただきますが、そういった大きな問題という面もありますので、私どもとしてはいろんな資料をお出ししたりとか、ご相談に乗ったりとかという部分はしております。

【横山隆一郎委員】

実は先だって、私、ちょっと前回の協議会のときに川島振興局をつくることについていろいろご意見を申し上げました。それでもやっぱり川島は川島としてという思いが非常に強かった。それで、こういう自治会活動も非常に大きな意味がある話でして、自治会組織だけ稲羽と一緒にするよという理念というのか思想と、川島振興局をつくるんだとか、今言われました川島にない制度は即実施だと、手当なんかでもね。それで、不利なものは猶予期間を置いてというような、どうもその辺の思想がはっきり申し上げて一貫性がない。だから、その辺はやっぱり法定協としても、あるいは事務局サイドもきちっと一つの方針に基づいてやっていただきたいなあというふうに私は思っているんです。

【議長：各務原市長】

はい、ご意見としていただきました。

【副会長：川島町長】

横山委員さんのおっしゃるのはよくわかります。明治の大合併と昭和の大合併と今回の合併は、全く私は性格が違っておるというふうに思っております。過去の合併というのは、国家目標というのがあって、それに沿ってやってきた。今度の合併についてはやっぱり分権、そして効率、いろいろありますけれども、そのためにわざわざ、今まで地方自治法に基づく

合併の方法があつたにもかかわらず、合併特例法をつくって今日に至っていると。結局、合併特例法というのは、遅々として進まない町村合併を促すアメの部分だと思っています。その中に幾つか項目はありますが、私の聞いている範囲内につきましては、最大5年間激変を緩和する措置が法的に許されておると。ですから、普通ですと、従来の法だけでいきますと、編入合併というふうに決めたら、協議の余地はないというふうに思っております。そういう点では、これからの地方制度について、例えば東京でもいろんな私案も出てきておりますけれども、今回、本当に日本列島を挙げて合併をすすめるねらいからいくと、その法に書いてある措置をできるだけお願いしたいというのが私の立場の見解でございます。以上です。

【議長：各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ありましたら、できるだけ明るい顔でひとつやってみてほしい。

【松原史尚委員】

おっしゃるとおりだと思います。ただ、私が思いますのは、今、合併という部分で、一つは国の財源が年々赤字を繰り返してきて、98年以降対GDPに対する政府長期債務の発表されないような、それぐらいの状況にある中で、現行の制度というのが保てないと。その中において、小さな町とか都市が合併することによっていろんなことをやっていかなきゃいけないというのが、根底にはやっぱりあると思うんですね。ですから、何も合併しなくても今までどおりにやれるのであれば、やればよいと思うんです。そういった部分で理解はさせていただいているんですが、ある種ドラスティックにやらなければいけないところはドラスティックに、というのが個人的な見解でございます。

【議長：各務原市長】

ありがとうございます。

話が非常に難しくなりましたが、幹事会においていろいろ何度も議論されて、調整方針が今日出されたということでございますが、おのおのおっしゃっていることは事実なんですね。松原さんがおっしゃったことも、横山委員がおっしゃったことも、川島町長がおっしゃったことも、おのおのその部分部分では正しいことをおっしゃったんで、特別間違いではないんです。合併はやっぱり基本的行財政改革の一つの手段ですよ、これは。いろいろ言っても、行財政改革の手段であると。特に、これは私見でございますが、地方交付税の動きを見てみますと、確か48兆5,000億が現時点の地方交付税特別会計の赤字です。来年度は、これが60兆近くになると言われているわけです。そこから読み取れるのは、例外なしに地方交付税の削減です。いわゆる、ない袖は振れんということで、例外なく地方交付税の削減が私は必至だと思います。これは行政に携わる者は常に心しておかんと、とんでもない目に遭うと思いますね。そういうことが一つ。

それからもう一つは、やっぱり一定の、急に編入合併だから合併と同時にくるっと変わるということで耐えなければならぬ部分と、やっぱり激変緩和が必要な部分とが私は正直言っております。両方とも間違いではないんで、その二つの柱を頭に置いてこれをやっていかんとなかなか進まぬと思いますかね。

【松原史尚委員】

議長、すみません。確認のために申し上げさせていただきますと、この案件については特に自治会長がご選任される部分におきましては、その時点から各務原市の自治会長になるわけですから、自治委員としてのこの案件については何らご異議ございません、ということでございます。

【議長：各務原市長】

議論も出尽くしましたが、この52号、この辺じゃないかなと思うような判断ですが、どうですかね。

【横山隆一郎委員】

金額も大した話じゃないですからさうどうってことはないですが、ただ、思想としてやっぱりきちっと一本筋を通しておいていただきたいと。

【議長：各務原市長】

川島町の自治会に関しましては、方向としては、今、稲羽川島連合自治会の方向で進んでおるの。

【企画財政部会】

そのような話し合いに進んでおります。名称でございますね。

【議長：各務原市長】

名称というか、中身。稲羽川島自治会連合会で進んでおるんでしょう。

【企画財政部会】

はい、そうです。

【議長：各務原市長】

だから、今までのうちやったら、那加地区自治会連合会、その下に校区別のやつがあるわけでしょう。

【企画財政部会】

そうです。

【議長：各務原市長】

そういうふうに進んでおるわけでしょう、今。稲羽川島連合会で校区別のやつがあると、三つになるわけやな。その中が三つになるわけでしょう。

【企画財政部会】

現在では、稲羽には3連合会がございまして四つになりますが、ちょっと一部、中屋と更木連合会、二つの連合会が合併されるという話が決まっております。

【議長：各務原市長】

合同になるの。

【企画財政部会】

一つになります。

【議長：各務原市長】

そうすると三つになるわけやな。

【企画財政部会】

そうです。

【長谷川匡一委員】

自治会のことに黙っておるのはけしからんと言われるといけませんので、一言だけ申し上げます。今、報告がありましたように、稲羽の方は、稲羽西自治会連合会と稲羽東と、西と東の二つにして、川島町の自治会を稲羽地区に加えるということで進んでおります。

【議長：各務原市長】

三つになるわけやね。

【長谷川匡一委員】

それと、自治会は市長や町長と対抗したり、対立する立場ではございません。特に各務原市は非常勤特別職です。半分公務員に足を踏み込んでおりますので、町長や市長の意向に反するようなことは一切いたしません。よろしく願います。

【議長：各務原市長】

それはまた別やで、自治組織やでね。

それではご意見も出尽くしたようですので、お諮りをいたします。横山委員、松原委員、野田副会長さんの意見、おのおのが間違っているわけじゃないんで、そういうことをお腹に置いて、議案第52号につきましては調整案のとおり定めたいと存じますが、ご意見ございますか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

はい、さよう決定されました。ありがとうございます。

次に協議第53号に入ります。

協議第53号の上・下水道事業（上水道）の取扱いを専門部会から説明願います。

【上下水道部会】

資料の7ページをお願いします。

協議第53号 上・下水道事業（上水道）の取扱いについてでございます。

上水道事業につきましては、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、水道料金については、平成17年度から19年度まで緩和措置を講じ、その後、現行の各務原市の徴収基準に統一する。また、料金の徴収方法、給水負担金、開発負担金については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一するというものでございます。

次のページをお願いします。具体的な項目について説明をさせていただきます。

まず1番目の事業所の位置でございますが、各務原市は水道事業庁舎に水道49名、下水道17名、計66名の職員が勤務しております。川島町の場合には、役場庁舎に課長、水道2名、下水道2名、庶務2名の計7人の職員が勤務しております。調整方針といたしまして、事務所的位置については、合併と同時に各務原市水道事業庁舎（三井東町4丁目32番地）とするというものでございます。

続きまして、2番目の給水区域など事業認可及び水道施設についてでございますが、各務原市の場合、行政区域全体を給水区域に取り込み、一つの水道事業を経営している。三井水源系、西市場水源系の現有施設の存続で、これ以上の統廃合は考えていない。川島町の場合は、行政区域のうち、専用水道のエーザイ株式会社川島工園を省いた区域を給水区域にして、一つの水道事業を経営している。今後は、第1水源の位置を変更、改修工事を計画しているということでございまして、調整方針としましては、合併と同時に川島町上水道事業は各務原市へ譲渡され、一つの給水区域として上水道事業を行うということでございます。

3番目、給水負担金でございます。これは加入金とも申しますが、各務原市の場合でございますが、給水新設工事の際に申請口径に応じて給水負担金を徴収しております。その下に口径別の給水負担金の額が示してございます。川島町の場合にも同じものがございまして、加入負担金というふうになっておりますが、金額が違いますけれどもおのおのにあります。一番多いのは13ミリ、20ミリというところでございますけれども、13ミリですと2万円ほどの差がございまして、これについて、加入負担金については、川島町の加入負担金の水準を各務原市の水準に引き上げ、給水負担金とするものでございます。

続きまして4番目、開発負担金。各務原市の場合でございますが、一定規模（開発面積1,000平方メートル、または16戸以上の共同住宅）以上の給水新設工事に対しまして、給水負担金とは別に給水負担金の額2分の1（専用住宅におきましては1戸5万円）を開発負担金として、条例で規定して徴収しております。川島町については、こういう制度はございません。これに対しまして調整方針では、開発負担金については、各務原市の現行制度に統一するものでございます。

続きまして、次の5番目の水道料金及び徴収方法、会計処理方法等でございます。まず水道料金制度でございますが、各務原市の場合には、口径別基本料金、基本水量はなしということで、逓増制の水道料金体制でございます。川島町の場合には、2か月で20立方メートルの基本水量をもちまして、制度的には逓増制の超過料金、口径別の量水器使用料を加算しておるということでございます。

それから徴収方法でございますが、各務原市の場合には、隔月検針しまして、検針当月に徴収しておるという状況でございます。川島町の場合には、隔月検針で、検針翌月の徴収になっております。

それから料金体系でございますが、まず基本料金でございますが、各務原市の場合には、先ほども申しましたように、基本水量はなしでございますが、13ミリの場合、2か月で1,420円、以下この表のとおりでございます。川島町の場合には、基本水量が2か月で20立方メートルついておりまして、全口径1,200円、それから量水器の使用料として13ミリの場合は100円、以下この表のとおりでございます。

それから、その下の水量料金でございます。量に合って徴収するものでございますが、各務原の場合には1立方メートルから20立方メートルまで1立方メートルにつき50円、それから21立方メートルから50立方メートルまで115円、50立方メートル以上が175円ということ

でございます。それから川島町の場合には、20立方は基本料金に入っていますので、21から200までが1立方メートルにつき100円、それから201立方メートル以上が160円ということでございます。具体的にこの量ではわかりませんので、その下に試算しております。大体の一般家庭、13ミリで使われる量が1か月で25立方メートルでございます。それを2か月にしますと、そこに計算してございますように、一般家庭では、各務原市では5,870円、川島町では4,300円ということで、月当たりですと差が785円になります。標準的な一般家庭の場合でございます。その差を何で払うかということがその他ということで書いてございまして、各務原市の場合には完全に企業会計の独立採算制度でっております。そういう関係で、一般会計の法定外の繰り入れがございません。川島町の場合には、ここに書いてございますように、13年度でいいますと4,500万円余、14年度へ行きますと2,800万円余、そのほかに制度的に各務原市のやり方にしますと、その他にも繰り入れのものがございます。そういう差が出ております。調整方針でございますが、水道料金につきましては、本来、合併と同時に川島町の料金水準を各務原市の水道水準に引き上げることが望ましいが、標準的な一般家庭で36.51%の値上げが必要となるため、3年間は不均一の水道料金とするものでございます。その他徴収方法、これは隔月検針で当月徴収という制度がございまして、そういうもの等につきましては合併後速やかに各務原市の制度に統一するものでございます。

次のページ、6番目でございますが、各水源及び配水関係施設の管理についてでございます。まず水源、各務原の場合には、三井、西市場2カ所でございます。管路はつながっており、受水池4カ所、配水池12カ所というような水源がございまして、それから施設はすべて無人化して、水道事業庁舎4階で遠隔操作、監視しております。勤務時間外は警備会社に委託し、ガードマンが常時配備されているという状況でございます。それから、水道技術管理者が施設課主幹を任命しております。川島町の場合には、第1、第2、笠田3カ所で管路はつながっていると、水源は。それから施設の方は、月曜日から金曜日まで囑託員が巡回、役場庁舎2階でテレメータ、遠方監視装置でございますが、そういうもので監視しておると。それから技術管理者でございますが、水道係長が任命されておることでございます。調整方針でございますが、水源については、新市において引き継ぐ。施設については、合併後、直ちに役場庁舎2階のテレメータ設備を各務原市水道事業庁舎4階に移設する工事を行い、集中管理できるようにする。なお、工事完了までは、夜間も含めて職員の常時配置、または巡回等により監視体制をとる。また、早い時期に遠隔操作ができる施設にするために改修工事を実施する。技術管理者につきましては、水道法に基づく水道技術管理者1名を任命するというものでございます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

説明申し上げましたが、ご意見、あるいはご質問等ございましたらいただきたいと思いません。

【松原史尚委員】

たびたびすみません。どうしてこんなに川島の方だけ安くできるかなあと考えていたんで

すが、今事務局の方から報告がありましたんで、一般会計から入ってきているんだなあという事で納得させていただきました。その説明の中で、各務原市においては独立会計でやっている中で、今、この差額で出ている 1,627万 5,000円については、来年度負担をするという形になってくると、その独立会計では賄えないような状況が生まれる可能性が出てくると思うんですが、そういった部分についてどのようなお考え方でみえるのか、ご説明の方をお願いいたします。

【上下水道部会】

各務原市の場合には、もう少し説明をさせていただきますと、金額に合わない部分の金額のものもございます。例えば人件費を一般会計で持つておる部分もございますし、下水道工事によつての水道が払うべき工事費を一般会計で持つてもらふ部分もございます。そういう財政的な面で金額について具体的な計算をしますと、各項目がたくさんございまして、財政的に協議する必要がございます。そういう面で、一般会計の方と独立採算に向けてその方法等を検討していきたいというふうに思っています。

【松原史尚委員】

こういったものについては、やっぱり本来は受益者負担というのが原則だと思うんですが、どうしてこのような状況が今起こっているのかというのを、この差額がちょっと僕にはわからないんですが。

【副会長：川島町長】

このところは、実は都市と小さい町村の考え方に違いがあります。法適用は同じでありますけれども、いわゆる特別会計は、おそらく各務原市さんと同じような数だけあるはずでございます。そういう中で、資金とかそういうものがやりくりがつかない。どうしても一挙に負担を求めるわけにはいきません。例えば水源池をつくるため5億、10億かける。それを住民に負担をかければ、うちで1軒1軒井戸を掘ってもらった方が安いと、それは極端な話ですけれども。向かう目標は川島町でも15年度、ここに今、14年度 2,800万円と書いてございますが、今年度は確か 2,200万円、大体そういうふうに水源地対策をやっております。といいますのは、現在の水道料金によつて次の水源池の対策としての用地は一応確保済みということなんです。今は何とかなっておりますが、計画というか、やっぱりここどうでしょうか、何年ぐらいや、水道課長。

【上下水道部会】

平成10年から15年になっております。

【副会長：川島町長】

その間に改築を必要とするというようなこともあつて、一応用地は大丈夫でございます。たしかに、この水道問題についてはそういう会計上の考え方もある。それから、今日は出ておりませんが、下水のいろんな関係でも、例えば工事手法も大きい市と町では違う。といいますのは、下水で穴を掘っていく、そのときに一緒に道路も当然直すところは一緒にやっていくというようなことで、手法もいろいろ違うんですね。ですから市へ編入するわけ

ですから、やっぱりその方向に沿って心構えはせないかなあということは思っております。

【議長：各務原市長】

参考までですが、各務原市の水道料金は県下の都市では安い方ですよ、これで。本来このくらいのもやということや、率直に言ってね。

【松原史尚委員】

非常に通帳には興味を持って見ていまして、私自身の記憶が確かなら、私の家庭というのは、ちょうどこの資料で 5,870円が適用するケースに当てはまるんです。数年前に、今言われているような36%までは行きませんでした、かなり大きな水道料金の引き上げがあったと記憶しています。それはやっぱり水道事業を独立採算していかなきゃいけないというような十分な説明がございましたので、そのことでは各務原市民はみんな納得をしたという状況があるというふうに思っているんです。そこでこの緩和措置をとっていった場合に、果たして各務原の市民が、川島の方だけにこれをやっていくことがいいことなのかという話をし出す人が出てこないかということをおもうのです。市民は一度痛手を受けておりますので、それを川島さんが合併したときに限ってだけ段階的な値上げをとるよということになったときに、それを各務原市民がいいと言うかどうかというのが僕はちょっと疑問な部分がございます。

【武藤孝子委員】

生活者の立場としまして、今、松原委員がおっしゃったと同じなんですよね。それで、先回のお話が出まして、これは蒸し返すつもりはございませんが、体育館の使用料が有料になりましたときにもやはりそういう問題が出ましたが、将来、子供たちに市の負の部分の少しでも残さないということで、協力しましょうということで納得をしたんですよ。そして、補助金の削減におきまして、やはりみんな納得を、そういう意味でしてきました。それで、いろいろな部分でやはり川島町さんと各務原市とは基盤が違いますので、これを一緒にするのは大変難しいと思います。でも生活者の立場としますと、なぜ一緒なのに、例えて言うと各務原市に転入してきた場合は即各務原市の金額になりますが、今回だけそういう特例でなっていたと言われたときに、あなた委員だったのになぜと言われたらどうしようかなあと思って今考えていたんです。本当にこういうことを言うと、何て幼稚なと言われるかもしれませんが、一緒になったら必ずしも各務原市にそろえるんじゃなくて、ある部分は川島町さんにそろえていただいて、各務原市民も少しは益が受けられるように、それだけの余裕があるんであったらしていただけるんじゃないかなあ。これはしかられるかもしれませんが、そういう生活者の立場としての意見としてお願いしたいと思います。

【議長：各務原市長】

大事なことです、ちょっとごめんなさいね。これは各務原の問題ですから、やっぱり各務原市長がきちっと丁寧にお答えすべきなんで、私の見解を申します。これは都市の話ですよ。水道は、法で決められた独立会計でございますから、都市は一般会計からお金を持っていくということは基本的に間違いなんです、独立会計なんです。それから各務原市の水道部は、手前みそでございますが、大森さんの前の清水部長、その前の川島部長の時代からも

のすごい企業努力をしてきたんです。僕は平成9年の5月に市長に就任したんですが、よう忘れません、川島水道部長が在任のときに何度も市長室にいらっしゃって、もう料金値上げは必至だと。大体公共料金というのは緩やかに定期的に値上げしていかなきゃもたんもんだと。『踏み切れ』と何回も言いにいらっしゃったんですね。ところが、僕は就任早々なんでじっと考えておって、もう一つ政治的な勇気がなかったね。そして、平成10年3月31日にいよいよ川島水道部長が退職されたときに、市長室にお寄りになった。僕は明日から各務原市の職員ではないと。したがって、きちっと伝達しておくぞと言って、僕に、水道料金の値上げは今しなきゃいかんと、これは置き土産ですよという言葉があったんです。そこで考えまして、あれは確か10人だったと思いますが、審議会に上・中・下と三つの値上げを諮問しました。それまで水道は各務原は確か平成2年に値上げし、それから平成10年まで値上げがなかったんですよ。それで、審議会を開きまして、確か水道部の方で一番高い値上げ率、真ん中の値上げ率、一番安い値上げ率と、3段階をそのまま出して、10人の審議委員に審議していただいたんです。その中にお二人、消費者代表で女性の審議委員をとということで主婦の代表の人に加わっていただいた。そして、きちっと説明した結果、真ん中で落ちついたわけです。その真ん中というのは、24.7%の値上げ率です。僕は後で聞きたくなくなったもので、消費者代表の人は一番低い方に賛成なさったと思ったんです。それで後で聞きましたら、消費者代表の方は一番高いやつに賛成しておるんです。ということは、確かあのとき、1か月コーヒー2杯の値上げを市民がのめば、うちの水道はかなり長期間にわたって健全経営ができると、コーヒー2杯だということですね。ということがございまして、結論は真ん中の値上げ率、24.7%でしたかね。それが、値上げさせていただいたおかげで水道事務所の耐震構造もやれて、その後ずうっと健全経営を維持できておるとい歴史があるんです。それで、武藤さん、恐縮ですけれども、うちは県下の14都市で4番目か、5番目です、安い方で。本来はもっと高いものなんです。各務原市の平均世帯の水道料金は、大森さん、県下で確か4番目か、5番目じゃないかな。

【上下水道部会】

安い方から5番目でございます。

【議長：各務原市長】

最近市になった2市は別にして、14都市の中で安い方から5番目でしょう。市民から高いというご批判もいただいておりませんので、これでやらせていただきたいと思います。各務原市長としての、武藤委員へのお願いでございます。

【武藤孝子委員】

でしたらいいんですが、やはりこの会の進め方としまして、先ほど松原さんもおっしゃったし、横山委員さんもおっしゃったように、一つの方向性で、あるものはそれに合わせますよと。だけど、あるものは段階的という話はやはり考えていかなきゃいけないんじゃないかなということをお願いしたかったということです。

もう一つは、これは事務局の方には言いにくいことなんですけれど、この資料をせめて前

の日に読みたい。これをここに来てから読んでいたのではなかなか理解ができなくて、理解するまでに時間がかかっちゃいます。前の日に読ませていただけますと、いろんなことが考えてくれるんじゃないかなと思いますので、一つお願いをしておきます。

【議長：各務原市長】

全くそのとおりでして、事務局、次回からは極力事前にお宅に郵送で送ってください。これは確かにそのとおりやわ。特に数字が出てくると、考えて。その方が事務も早い。

【事務局】

わかりました。

【議長：各務原市長】

お願いします。

大変ご無礼しました。今は各務原市同士の話で。

【小島 武委員】

今、各務原の方から結構大切なお話をされましたけれど、川島町としましても、36.5%の一気に値上げというのはちょっと、住民としては不安があるんですよ。それで、ちょっと申しわけないですけど、継続協議というわけにはいきませんか。

【議長：各務原市長】

それは十分、いいですよ。

今、ご発言がございましたんで、そのほかご意見ございましたら。

【白木 博委員】

今、武藤さんもおっしゃった。僕は、先ほど事務局に申しわけないことを思ったんですが、前回は欠席をいたしました。僕はできればその結果を、ここに確認事項とかいろいろと報告をいただいておりますが、これは即できるはずなんですよ。これだけでも本当に今日までに郵送か何か届けてもらいたいということと、武藤さんが今おっしゃったんで重複は避けませんが、やっぱり議題は昨日までに、せめて二、三時間自分なりに勉強できる資料が欲しいなあということを申し添えておきます。

【議長：各務原市長】

それじゃあ事務局、忙しいところ、仕事やで仕方ないぞ、頼むね、次回からお願いします。

【横山隆一郎委員】

料金のことについてはいろいろご意見が出ましたので、同じようなことは申し上げませんが、一つちょっと確認をしたいのは、エーザイについては除くということですね。川島じゃ除いてあるんですね。これはどうなるんですか。

【上下水道部会】

エーザイにつきましては、現在、専用水道でやっておりますので、自分のところで水道を持っているわけです。それで、今のところ、向こうの方から正式にうちの方へ水道を使わせてほしいという申し出は来ておりません。

【議長：各務原市長】

専用、自分のところのあれやね。

【上下水道部会】

はい、専用です。

【議長：各務原市長】

大森さん、各務原にそういうところはあるかね。

【上下水道部会】

特別なそういう区域ではございませんけれども、高層住宅なんかについては、例えば緑苑とか、そういう地域が専用になっておりますけれど、うちから水を送った専用ということでございますので、ちょっと違います。

【副会長：川島町長】

エーザイなんかは川島町民1万人が使う水量より多くて、その何倍ですから。排水で一つの川をつくっているくらいですから。

【上下水道部会】

同じような専用がございます、自衛隊の一部に。

【議長：各務原市長】

そのほかないですか。

【横山隆一郎委員】

民間企業で自家水でやっている企業体というのはたくさんあるんでしょう。

【上下水道部会】

あります。それは規模によって専用水道とか、簡易専用水道とかございますので、エーザイの場合には大きいものですから専用水道ということで、上水道の区域から除外したということでございます。

【議長：各務原市長】

松原さん、よかったですか。

【松原史尚委員】

先ほど小島委員の方からございました件につきまして、私の見解なんですけど、おっしゃるとおりだと思います。ただ、先ほど市長さんの方からもございましたように、各務原市としては26.何%か過去にどんと上がっている部分を市民があえて受けている部分がございますんで、比較的14万各務原市民にとっても、納得性のある段階のステップアップをお願いしたいということでご意見とさせていただきます。ありがとうございます。

【議長：各務原市長】

大変失礼ですが、小島委員、継続審議で結構ですが、この種のことは大事なポイントはきちっと説明するということです、行政側がきちっと。そうすれば、市民の皆さんも大体知ってみえるでね、わかりますよ。きちっと説明されたらね。

そのほかいいですか。

〔発言する者なし〕

ご意見、ご質問も尽きたようでございますし、今、小島委員から水道料金につきましては、年明けまで継続審議というご提案がございましたが、そうしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局、そのほか。

【事務局】

それでは、確認事項をご説明いたします。黄色い表紙の確認事項をご覧ください。

いつものように、前回11月28日に開催されました第10回合併協議会までの協議状況がまとめてございますので、後ほどご確認ください。

また、5ページをご覧ください。今後の協議会開催日程でございますが、次回は第12回、1月15日の木曜日に本日と同じこの会議室で開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、新市建設計画策定に関する小委員会の委員の皆様には大変恐縮でございます。先ほどから何度も何度も申し上げて大変恐縮でございますが、第4回の小委員会が12月24日に開催されますので、大変、年末で本当に申しわけございませんが、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【議長：各務原市長】

ありがとうございました。長時間恐縮でございます。

これをもって第11回の合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

午後3時46分 閉会